



草加市監査委員告示第 4 号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、平成24年4月20日付けで草加市長から通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成24年4月26日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 飯 田 弘 之

定例監査の結果に関する報告（平成22年3月17日 草監第172号）

- 1 所管部課 自治文化部 文化・スポーツ振興課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 社会体育団体等補助金 草加市社会体育団体等補助金交付要綱第7条には、補助金の交付決定に係る年度終了後速やかに草加市社会体育団体等実績報告書を市長に提出しなければならないと規定されていますが、平成20年度交付団体の一部については、実績報告書が提出されていませんでしたので、適正な事務手続を行ってください。</p> <p>2 高年者健康づくり協働支援事業助成金 草加市高年者健康づくり協働支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、平成20年度交付された12団体から実績報告書が提出されていましたが、領収書の添付があった3団体のうち1団体で、</p>	<p>1 社会体育団体等補助金 平成21年度監査終了後、指摘いただいた実績報告書の未提出団体に対して提出を促し、提出を受け対応を済ませております。 なお、指摘以後、年度当初において団体に補助金交付についての事務手続の説明する場を設け、併せて対応を図っております。</p> <p>2 高年者健康づくり協働支援事業助成金 平成21年度監査終了後、指摘いただいた実績報告書の領収書の誤りについて、団体に訂正を求め、的確な領収書を添付し、再提出を受けております。</p>

領収書の記載に一部誤りが見受けられましたので、適正な事務処理を行ってください。	
-----------------------------------------	--

定例監査の結果に関する報告（平成22年3月17日 草監第172号）

- 1 所管部課 市民生活部 廃棄物資源課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>1 草加市生ごみ処理容器等購入補助金</p> <p>(1) 生ごみ処理容器等購入補助金交付手続について、補助金交付要綱第7条に規定する請求書が使用されていませんでしたので、補助金交付要綱に規定された請求書を使用してください。</p> <p>(2) 補助金の支出について、申請書の受付から交付決定までの事務手続は3月末までに完了していますが、支払は翌年度予算の中から支払われていましたので、地方自治法施行令第143条第1項及び草加市予算規則第18条の規定により、適正な事務処理を行ってください。</p>	<p>1 草加市生ごみ処理容器等購入補助金</p> <p>(1) 生ごみ処理容器等購入補助金交付手続において、補助金交付要綱第7条に規定する請求書の使用については平成22年2月16日現在、是正処理済みです。</p> <p>(2) 平成21年度以降の補助金交付決定分における事務手続については、地方自治法施行令第143条第1項及び草加市予算規則第18条に基づき、交付決定当該年度の予算内から支払を行っています。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成22年3月17日 草監第172号）

- 1 所管部課 建設部 建設管理課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>1 後退用地等整備事業助成金</p> <p>(1) 平成20年3月5日に寄附申請、平成20年3月10日に所有権移転登記、平成20年3月18日に交付決定された協力金は、その請求書が平成20年5月1日に提出され、平成20年度予算から平成20年5月20日に支</p>	<p>1 後退用地等整備事業助成金</p> <p>(1) 平成21年度から、協力金支出対象者に対して請求書を郵送後7日程度の期間をおいて請求がない場合は、早急に請求書を返送していただくように督促しており、地方自治法施行令第143条第1項及び草加市予算規則第18</p>

<p>出されていまして、地方自治法施行令第143条第1項及び草加市予算規則第18条の規定により、適正な事務処理を行ってください。</p> <p>(2) 後退用地等を分筆した場合の協力金は、市の嘱託登記委託料相当額とし、その算定額は寄附申請日の属する年度の額とし算定されていましたが、適用年度や単価の誤りが一部見受けられましたので、草加市道路後退用地等の寄附等に関する要綱第5条第1項第1号の規定により、適正な事務処理を行ってください。</p>	<p>条の規定により、適正な事務処理を行うよう努めております。</p> <p>(2) 協力金の算定については、平成21年度から、複数の職員によるチェックをする体制をとり、適正な事務処理を行っております。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

定例監査（工事監査）の結果に関する報告（平成24年3月27日 草監第169号）

- 1 所管部課 消防本部 総務課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>施工面での配慮について</p> <p>2階建物部分は中央に位置する屋上バルコニーで左右に分かれています。接合部におけるコンクリートと鉄骨の施工については、工事監理者と施工者が施工手順の詳細を計画的に協議した上で、防水に一層配慮するよう施工してください。</p>	<p>施工面での配慮について</p> <p>平成23年11月29日工事監査において指摘を受けました事項について、当日公共建築課から工事監理者（株式会社井上建築工学設計事務所）及び施工者（ムサシ建設工業株式会社）に対し、屋上防水の納まりについて雨仕舞等を十分検討し、施工図を作成し工事監理者の確認を得て市に報告し承諾後、施工を進めるよう指示いたしました。</p> <p>なお、指摘事項については、次のとおり対応し工事が完了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年12月 1日（木） <ul style="list-style-type: none"> 工事監理者及び施工者により雨仕舞の検討を行い、納まりの方法及び施工手順を決定 ・ H23年12月15日（木）

	<p>施工者が施工図を管理者に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年12月22日（木） 工事監理者が承認した図面を市が承諾 ・ H23年12月26日、27日（月、火） 施工者が該当防水工事を施工 ・ H24年 1月12日（木） 工事監理者が施工状況を確認
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

定例監査の結果に関する報告（平成24年3月27日 草監第179号）

- 1 所管部課 子ども未来部 子育て支援課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>平成22年度障害児（者）生活サポート事業費補助金について</p> <p>補助金交付の事務処理において、平成23年3月分として交付申請及び交付決定されている交付対象7団体の補助金のうち、3団体分について平成23年3月分として交付請求すべきものが、平成23年4月分の交付請求として事務処理されています。このことから、平成22年度予算で執行すべきものが新年度の平成23年度予算で執行されています。事務処理については、会計年度独立の原則から逸脱することのないよう適正な事務処理を行ってください。</p>	<p>平成22年度障害児（者）生活サポート事業費補助金について</p> <p>平成23年度の補助金交付決定分における事務処理については、会計年度独立の原則に従い、当該年度内にて適正に処理を行いました。</p> <p>今後は、指摘されたようなことがないよう適正な事務処理及びチェック体制の強化に努めてまいります。</p>